



《会計・税務の知識》 出生後休業支援給付金について

はじめに

出生後休業支援給付金は、共働き・子育てを推進するため2025年4月より創設され、育児休業給付金と併せて最大28日間支給されます。

今回は出生後休業支援給付金の制度を説明させていただきます。

1. 支給要件（※下記（1）及び（2）の要件を満たす必要があります。）

（1）父親と母親の両方が育児休業を14日以上取得すること。

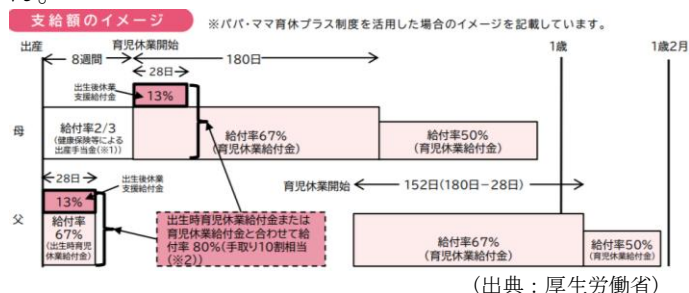
（2）父親は子の出生後8週間以内、母親は産後休業後8週間以内に育児休業を取得すること。

2. 支給額

支給額＝休業開始時の賃金日額×休業期間の日数（上限28日）×13%

育児休業給付金の給付率は67%が支給される為、出生後休業支援給付金の13%と合わせて80%の給付率となります。また育児休業中は、社会保険料が免除されるため、手取りの10割相当の給付となります。

但し、就労状況・賃金支払状況により出生時育児休業給付金または育児休業給付金が不支給となった場合は、出生後休業支援給付金の支給が行われません。



3. 配偶者の育児休業を要件としない場合

次のa～jのいずれかに該当する場合は、配偶者の育児休業を必要としません。

- 配偶者がいない
- 配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない
- 被保険者が配偶者から暴力を受け別居中
- 配偶者が無業者
- 配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない

f. 配偶者が産後休業中

j. 上記以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない

4. 出生後休業支援給付金において配偶者の育児休業を要件としない場合の添付書類について

子の出生日の翌日における配偶者の状況	番号	確認書類
配偶者がいない	1	① 戸籍簿(抄)本(抄本の場合は被保険者本人のもの)及び世帯全員について記載された住民票(続柄あり)の写し または ② 被保険者がひとり親を対象とした公的な制度を利用していることが確認できる書類(遺族基礎年金の国民年金証書、児童扶養手当の支給を証明する書類、母子家庭の母等に対する手当や助成制度等を受給していることが確認できる書類など、いずれか一つで可)
配偶者が行方不明(配偶者が雇用される労働者であり勤務先において3か月以上無断欠勤が続いている場合又は災害により行方不明となっている場合に限ります。)	1	① 世帯全員について記載された住民票(続柄あり)の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの 及び ② 配偶者の勤務先において無断欠勤が3か月以上続いていることについて配偶者の事業主が証明したもの、または、罹災証明書
配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない	2	戸籍簿(抄)本(抄本の場合は被保険者本人及び対象の子のもの、住民票において、被保険者の配偶者が世帯主となっており、対象の子との続柄が「夫の子」又は「妻の子」となっている場合は、住民票(続柄あり)の写しでも可。)
配偶者から暴力を受け、別居中	3	裁判所が発行する配偶者暴力防止法第10条に基づく保護命令に係る書類の写し、女性相談支援センター等が発行する配偶者からの暴力の被害者に関する証明書(雇用保険用)のいずれか
配偶者が無業者	4	① 世帯全員について記載された住民票(続柄あり)の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの 及び ② 配偶者の直近の課税証明書(収入なしであることを確認するため) ※ 課税証明書に給与収入金額が記載されている場合は、事業主発行の退職証明書の写しなど子の出生日の翌日時点で退職していることがわかる書類も必要です。 ※ 配偶者が基本手当を受給中であれば、配偶者の直近の課税証明書に代えて支給資格者証の写しを添付書類とすることができます。
配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない	5	① 世帯全員について記載された住民票(続柄あり)の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの 及び ② 配偶者の直近の課税証明書(所得の内訳の事業所得に金額が計上されており、給与収入金額が計上されていないことを確認するため) ※ 課税証明書に給与収入金額が記載されている場合は、給与収入金額が雇用される労働者としてのものでは、事業主発行の退職証明書の写しなど子の出生日の翌日時点で退職していることがわかる書類も必要です。給与収入金額が労働者性のない役員・役員報酬である場合や、各種法律に基づく育児休業がない特別職の公務員の場合は、その身分を証明する書類(役員名簿の写しや、身分証の写しなど)も必要です。
配偶者が産後休業中	6	母子健康手帳(出生届済証明のページ)、医師の診断書(分娩(出産)予定日証明書)、出産育児一時金等の支給決定通知書のいずれか
上記以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない	7	① 世帯全員について記載された住民票(続柄あり)の写し等、支給対象者の配偶者であることを確認できるもの 及び ② 配偶者が育児休業をすることができないことの申告書(裏面参照)及び申告書に記載された必要書類

(出典：厚生労働省)

5. 支給申請手続

・出生後休業支援給付金の支給申請は、原則として、出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給申請と一緒に、会社から申請してもらう必要があります。

・出生時育児休業給付金または育児休業給付金の申請後に、出生後休業支援給付金の支給申請を別途行うことも可能ですが、その場合は、出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給された後に申請してください。

おわりに

この制度をきっかけに、より多くのご家庭で大切な時間を共有していただければ幸いです。

今後も、育児と仕事の両立がしやすい社会の実現に向けて、制度の充実と周知が進むことを期待しています。

(担当：白土)